

津幡町議会議員政治倫理条例の制定を求める請願

わたしは、請願第11号津幡町議会議員政治倫理条例の制定を求める請願について賛成の立場で討論いたします。

この請願は、政治の透明・公正を確保し、町民との信頼関係を更に築くために政治倫理条例の制定を求めるものです。県内では、金沢市が要綱を、七尾市・白山市・能美市・かほく市・野々市町・内灘町・中能登町・穴水町・志賀町・能登町が条例を制定しています。

いまから約4年半前の、2005年（平成17年）の12月議会に、「津幡町議会議員政治倫理条例の制定を求める」請願が提出され、継続審査となりました。翌年の2006年（平成18年）3月の議会でのこの請願は採択され、この採択を受けて、津幡町議会議員政治倫理条例案が作成され、2007年（平成19年）の3月議会に議案第3号として採決がとられました。採決の結果は起立者8人、不起立者8人、賛成反対が同数となり、議長が不採択と採決し、この条例は制定されませんでした。

いま、また、同じ件名で、請願が議会に提出されました。請願第11号「津幡町議会議員政治倫理条例の制定を求める」請願です。まず、訴えたいのは、同じ件名の請願ではあるけれど、その中身には、違いがあるということです。

そこで、まず政治倫理条例の目的とは何かについてお話します。

2007年、津幡町の3月定例会で不採択となった条例に書かれている政治倫理条例を読みますと、この条例は、「町民の厳粛な信託を受け、町民全体の奉仕者であることを認識し、常に政治倫理に徹し、誠実かつ公正に議員活動に取り組むことを目的とする」とあります。大切な目的のひとつである、政治倫理基準についてしっかりと書かれています。

ここでいう政治倫理基準とはなにかというと、たとえば、

- 1) 地位利用の金品授受をしないこと
- 2) 公共工事の請負等の口利き、斡旋をしないこと
- 3) 職員の採用・昇進の推薦をしないこと
- 4) 職員の職務執行の不当な介入はしないこと
- 5) 政治・道義的批判のある企業献金の受領をしないこと
- 6) 議員本人だけでなく、親族など関係会社の請負等の辞退など。

どの議会のどの条例にも、これらすべての政治倫理基準が含まれているというわけではなく、各議会によってそれぞれ異なっています。

さて、当時、不採択となった「津幡町政治倫理条例」を見ますと、第5条と第6条に調査請

求権がでできます。この調査請求権は、「議員は・・・議員定数の6分の1以上の連署をもって、文書で議長に調査を請求することができる。」とあり、第5条には議員に調査請求権が認められているということ。そして第6条には、町議会議員政治倫理審査会を設置すると書かれていますが、その審査会の委員は議員のうちから議長が指名するということになっています。当時の津幡町議会議員政治倫理条例には、議員が議員自らを審査するという条例になっています。ここには、町民からの請求権が見当たらない、町民の権利がないという大変重要なことに気づくのです。

それでは、他の議会には、どんな政治倫理条例があるのだろうと調べてみますと、たとえば、2008年6月に制定された、会津若松市議会の政治倫理条例には、最初に「議員と市民との信頼関係を築く基盤として、条例を制定する」とあり、その目的は、政治倫理基準にももちろん触れていますが、それに加え、「市民が議会活動について説明を求める機会を保障することにより、議員が、市民から信頼を得る基盤をつくり、もって公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする」とあります。

市民が、議員活動について説明を求める機会を保障する、ということが、条例の重要な目的であると会津若松市議会の政治倫理条例には、はっきりと書かれています。

政治倫理条例に詳しく、たくさんの著書を書いている齊藤文男さんによると、政治倫理条例は政治活動の透明化・公正化を図るための情報公開制度であり、住民による監視・統制の制度であり、正当な政治活動を制限するものではないといっています。

初めて日本に政治倫理条例が制定されたのは、1983年大阪府堺市の議会でした。収賄事件で有罪判決が確定した市議がその座に居座り続けたので、辞職を求めた請願が提出されたにもかかわらず、議会でにぎりつぶされて、市民の直接請求で制定されたという条例です。それ以来、汚職事件をきっかけに、再防止のための条例が制定されるケースがみられるようになりました。

しかし、今はそのためだけの条例ではありません。政治活動に関して透明化・公正化を図る、住民に対する情報公開制度としての役割、目的が大切にされてきています。

新たに議員政治倫理条例を作らずとも既存の現行法制があるではないかという意見もありますが、現行法制ではカバーできない不正な政治活動を抑止するために、あるいは議員の権限だけでなくその「地位による影響力」を不正に行使して私利私欲を図ることを禁じるための役割をも、政治倫理条例は担うのではないかと思います。

また、政治倫理条例は良心によって自らを律する「個人倫理」とはちがって、政治の不正、腐敗を防止するための制度でもあります。

請願第11号の要旨に「政治の透明・公正を確保するために政治倫理条例を求める」とあります。この要旨にあるように、政治の透明・公正を確保するために、住民に対する情報公開制

度としての役割を担う、政治倫理条例を制定することを求めるものです。賛成討論を終わります。